

第6期 第5回自治基本条例推進委員会 検証部会 会議録（概要）

名称	第6期 第5回自治基本条例推進委員会 検証部会 会議録
開催日時	令和4年7月22日（金） 午後5時30分～午後7時30分
開催場所	阪南市役所 別棟1階 第2会議室
出席者	【検討部会委員】 壬生部会長、田中委員、木村委員、須藤委員、4人出席 【市】 政策共創室 藤原室長、岩下主査、枇榔主事
傍聴人数	0人
議題	○自治基本条例検証作業について 第22～第26条 ①第22条 ②第23条 ③第24条 ④第25条 ⑤第26条
資料	○検証シート ○（前回資料3） 附属機関等の会議及び会議録の公開状況 ○（前回資料4） 情報公開制度の運用状況 ○（前回資料5） 阪南市情報公開条例 ○（前回資料6） 個人情報保護制度の運用状況 ○（前回資料7） 個人情報保護審査会開催状況 ○（前回資料8） 阪南市個人情報保護条例 ○（前回資料9） 住民説明会実施状況 ○資料1 議会要覧（議会への請願、陳情の状況） ○資料2 住民投票制度パンフレット ○資料3 住民投票条例
会議	あいさつ 部会長 こんにちは。お暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。今日も色々と議論ができればと思っておりますので、よろしくお願いします。 では、本日の次第に基づき進行していきます。次第3、自治基本条例の検証作業について、事務局より説明をお願いします。 【前回議事録を行った条文について確認】 事務局 前回（6月10日）議論を行った条文について、検証シートに基づき説明。 （前回議事録を行った条文について確認、委員からの意見、質疑・応答） 部会長 第20条の具体的な説明の一つ目と二つ目ですが、これが協働事業の利用に関することと分かるように、言葉を補足した方がいいと思います。一見すると何のことか分からないので。その他何か、気になることはありませんか。 各委員 意見なし 事務局 第20条のところは、協働推進の条文になっているため、検証結果のところにしっかり協働の事業だということがわかるように、文言の修正をさせていただきます。 【①第22条について】 事務局 第22条について、前回資料3、4、5に基づき説明。 （情報公開 第22条について、委員からの意見、質疑・応答） 部会長 事務局説明ありがとうございました。 第22条情報公開等ということで、会議や会議録の公開に関して、前回資料3で公開状況を、そして前回資料4では情報公開制度の運用状況を説明いただきました。何かご質問やご意見はありませんか。 委員 傍聴ですが、これは誰でもできるのですか。もっと言うと市内の人、市外の人、或いは自分自身の名前を記載する必要があるのか、そのようなものは無いのか。その辺りよくわからなかったのですが。 事務局 傍聴の方につきましては、お名前とご住所と、お電話番号はお書きいただく形。また会議の始まる15分前までに入ってくださいという形で傍聴のルールがあります。 基本的には市内の方を対象としています。また、皆様方もお持ちになっている資料も事務局で用意しているため、来ていただいた方も同じ資料を見て会議を聞くことができます。という状況にしております。 委員 その資料は持ち帰りできるのですか。 事務局 これは会議によっては持ち帰りでいいですよという会議と、ちょっと内容的に資料を置いて帰ってくださいということがあります。 委員 市議員さんにもっと来て欲しいなと思います。やっぱり市民生活に直結するような交通とか公民館とか、市民がよく利用してる所については傍聴されていることが多い気がします。

事務局	皆さんどうしても興味が惹かれるところを聞いてみたいというのがありますので、やっぱり公共交通会議だったり、バスの問題だとか、普段日常生活に関わってくるところでどんな議論をしているのかと興味がおありな人達がおられます。そういうところはやはり関心が高く傍聴者数も多いです。 しかしながら、資料に記載の傍聴者数は2、3年でこれぐらいなので、1回あたりは1人2人程度だと思います。そんなに会議自体を聞きに来られる場合っていうのは正直少ないかなと思います。
委員	同じ人が何度も来ているっていうこともあるんでしょうね。
事務局	もちろんです。会議が重なるごとに議論する内容が変わりますので、経過を追われたくて毎回出席されてるという方もおられます。
部会長	知りたいと思ったら知るために参加することができる場があるっていうのは大事なことです。 私たまに他の会議録を色々と見たりもするんですけど、会議録がどれぐらい読まれてるかってわかりますか。
事務局	ウェブサイトへのアクセス件数はトータルでしか出ないので。わかりません。
部会長	どうしても公開できなかったりとか、部分的には非公開にしないといけない会議があるということは、私たちも理解をするところ。ただ、可能な限り公開して、市民の皆さんに知ってもらえるようにするというのは大事なことだと思います。 あと、情報公開制度についても説明いただきましたが、こちらは条例に則り進めることが出来てるといっていいですか。 何か、条例についてのご質問とかでもいいですが、ご意見等ないですか。
委員	傍聴者数が少ないところは、皆さん興味がない事だと思うんですけど、それは改善することについて考えてはいないのでしょうか。
事務局	会議の内容を、興味のなる内容に変えたりするのは難しいです。今行っている周知方法がホームページ上だけなので、自ら情報を取りにいかないと見れないという状態です。会議を行ってまずというのは自然の情報として入ってくるものではなくて、ホームページ上に上げているため、阪南市のホームページを調べていただいて、検索で“会議”を入れて結果にヒットしたのを見て、行こうかって思われるという、スキームしかないです。検証シートにもありますように、SNSというのも十分活用というのが考えられるかなと。まだまだ改善点はあるのではないかなと思ってます。
部会長	すごく大事なご指摘をいただいたと思います。無理矢理増やすとかそういう話じゃないんですけど、そもそも開催されてることを知らない人がいっぱいいるっていうのは、手だてを講じる必要があるかもしれないですね。
委員	LINEも多くの情報がくるとどんどん溜まってきてしまうので、全部見られずに、さっと流してしまうこともあるから、難しいですね。でもすごく大事だなあとと思っています。必要な情報は見るので。
部会長	阪南市のLINEは、関心がある分野とかチェックして、関心のある情報だけいくようになっていきますか。
事務局	LINEは、ご自身でカテゴリを選べるようになっていきます。カテゴリはそんなに多くはないですが、防災系、健康情報とイベント系と、その他と。多くの方は全部チェック入れておられると思います。 選択ができるようになっているので、イベント情報はいらないです。ということであれば、イベント情報のチェック外すことで、市からの発信情報の中でイベント情報のカテゴリで発信した情報は届かないようになり、取捨選択ができるようになっています。
委員	でも、情報は欲しいので、ぱっと見て関心あればしっかり見ればいいし、関心なければスルーすればいいことなんで。
部会長	LINEに限らず、情報発信や情報提供をしっかりとすることで、もしかしたら関心を持っているかもしれない市民をちゃんと救うというか。そういう方々にも参加してもらえるように、整えておくというのも大事なことなんじゃないですかね。 ありがとうございました。 では、一旦これで次に行きましょう。では次、23条、個人情報の保護について説明をお願いします。
【②第23条について】	
事務局	第23条について、前回資料6、7、8に基づき説明。 (個人情報について ②第23条 委員からの意見、質疑・応答)
部会長	個人情報の保護に関連して条例と制度の運用上と、個人情報保護審査会の開催状況を説明いただきました。では、23条に関連して何かご質問、ご意見はありませんでしょうか。
部会長	多分ないと思うんですけど、尼崎で問題になっていた事件あるじゃないですか。同じようなこと、USBで持ち出しとかしてないですよね。
事務局	してないです。
部会長	たまにありますけど、職員の方が市民の、特に有名な方がいた場合に、情報を覗きに行ってるというニュースあったりしますよね。誰がアクセスできるか、パスワードの管理とかってどういうふうになっているのかなって思いました。個人情報とかね、いろいろあると思うんですけど。

事務局	基本的に税務課や保険年金、市民かもそうですが、住基システムを使用している部署に、他部署の人間が情報を覗きに行くということではできません。目的も何もわからない人に、同じ職員だからといって情報を見せることはありません。情報の閲覧を行う場合は、しっかりどういう目的、どういう法令に基づいて情報が要るのかという根拠法令を示して申請するなど、同じ市役所内部といえども、個人情報の取り扱いについては、十分注意しています。ただ、いま部会長のご指摘にあったように、その基幹システムを使用している部署内では誰が使うことができるのかというアカウント管理やパスワード管理というところまでは、今回確認をしていませんので、今お答えができませんが、根拠法令が無い限りは情報閲覧ができない。という形で対応を行っています。
部会長	わかりました。アカウントやパスワードの管理は厳重にすべきだと思うので、その点はもう既に実施されていることとは思いますが、引き続きしっかり管理をしていていただきたいなという風に、意見として入れておきたいと考えております。
委員	市役所はウイルス対策しっかりされてると思います。USBでデータ持っていっても、パソコンに接続できなかったり、メールで送信しても手続きがあるとか聞きました。
部会長	外部からのUSBについては、すいぶん昔だと市のパソコンに接続して印刷など行っていたことがあると聞いておりますが、今では外部USBには、ウイルスが紛れている可能性もゼロではないので、基本的に外部のUSBは挿さないというのは勿論のこと、メールも今まではダイレクトに市役所の庁内ネットワークが入っていたものを、一旦仮想空間というネット上で全てのファイルをそぎ落として、メール本文だけが見れるようにしています。このように、これまで直接市役所内に入っていたものを、様々な方法でシャットアウトしており、情報のセキュリティ対策は向上しております。
委員	不便な点もあるけどそれぐらいしてくれてるから、安心感はあると思います。
委員	先ほどの話にありましたけど、他部門から依頼があった場合には法的根拠を求めてチェックして、出来るもの出来ないものをきっちりしている。その辺の流れというのは、この部門の部門長が判断してるのか。例えば、他部門の担当者が他部門の担当者に、それは出来ませんよって言及できるレベルなのか、その辺はどのようになっているんですか。
事務局	所属の課長同士のやりとりであり、担当者レベルではないです。
部会長	そういうのが手続きとして大事ですよ。ありがとうございます。他に何か気になる点はないですか。
委員	市役所には、正規職員でない方も働かれています。そのような方々の情報保護については、どのようになっていますか。
事務局	会計年度任用職員は正規職員とは違うんですけども、個人情報を他人に漏らしたりとか、不正に使うとかっていうものは正規職員法と一緒に、地方公務員法等に基づいて、我々と同じように罰せられるという形になっています。そういったことは、働く際には誓約書という形でしっかり書面をいただき守って頂いています。
部会長	個人情報とかっていうと私たちどうしてもデータのことをまず思い浮かべたりすると思うんですけど、紙に印刷したものって、たまに使うじゃないですか。もう紙に印刷することってあまりないんですか。
事務局	紙での出力も多々あります。随分データ化が進みましたがデータばかりではなく、やはりまだ書面でやりとりすること多いですね。その辺りのファイリングとしても、個人情報がファイルの中に入っているところは十分あります。
部会長	その管理はどんなルールになっていますか。置き方、保存の仕方、あと市役所ってあまりないと思うんですけど、机の上に名刺がポンって置かれているような光景を見ることがあるんですが、庁内ではどういう管理をしているんでしょうか。
事務局	庁内で、統一的な網紀保持があります。そのようなことはしてはいけないとかを徹底しているかと言ったら、これは職員としてそうあるべきだっていうところマニュアル化しているとか、そのようなことまではちょっと到達してなくて。ただ常識の範疇の中で行っているということです。また、年に一回、職場内で個人情報等の規律保持の研修を実施しています。その中において、USBの持ち出しとか、個人情報の徹底管理について学んでいます。特に、個人情報を多く取り扱う部署であれば、そのところはちゃんと鍵をかけて管理するか、きっちりとさせていたいただいています。
部会長	今言った話を徹底していただくっていうのが、大事ななというふうに思います。
委員	個人情報の分で、何かトラブルとか遭ったことはあるんですか。
事務局	会議など傍聴の記載する用紙ですが、今までは1人目が書いたら、2人目はその下に書くというように一覧表になっていました。そうすると上の人の情報を見られるんじゃないかというのが、すごく我々も気にしまして、随分前からなんですけど、個別にして1人ずつ書いてもらう用紙に変更しました。トラブルではないんですけど、そういう形で我々の方から、情報が誰でも見れる状態っていうのは作らないようにしているということです。
委員	すごく配慮されてるなと思いました。昔は本当に全部一覧表で、年まで書いてありました。
部会長	ありがとうございます。23条はこれで一旦いいですか。では次に24条。説明責任について、事務局説明をお願いします。

【③第24条について】	
事務局	第24条について、前回資料9に基づき説明。 (説明責任について ③24条 委員からの意見、質疑・応答)
部会長	説明責任ということなので、住民説明会だけで説明責任が果たせるわけじゃないっていうのはその通りなんですけども、やっぱりこれまでいろいろ資料を見てきたこともありますので、ここではですね、前回資料9の住民説明会の実施状況という資料を準備いただきました。この説明会に限らず、24条に関して何かご意見やご指摘があればお願いいたします。
委員	この間、東鳥取公民館の夜に総合計画の説明会に行きました。すごくスライドを使って、わかりやすく説明してくれてました。なんとなく初めて参加させてもらったんですけど、いいなと思いました。 友達誘って、行こうと思って行ったんですけど、そういうどうしても行かなくちゃって思えるような情報の発信の仕方をしてもらえたらと思います。でもあの時もちょうど満杯で、椅子に座るところもないぐらいでした。議員さんもいらしてました。ああいったものは、やっぱり議員さんにしっかり聞いてもらいたなと思います。
委員	広報にも載っていますか。
事務局	この日程で場所はどこです。という情報を広報誌に掲載しています。また、市ウェブサイトへの掲載と、今回はLINEやFacebookなどを使って、SNSでの周知も行っております。今回は1回きりの情報発信ではなく、開催が近づいたらもう1回発信したりしております。今回は、そういう形でどんどん情報提供や周知に関して取り組んでおります。
委員	実際それ見て私も行こうかなと思いましたが予定が合わず行けなかったです。何回も情報がくるとやっぱり気になると思います。また、このような会議に委員として参加してるからかもしれませんが。
部会長	そういう人が1人でも増えてくださればいいかなと思いますので。例えば1ヶ月前とか2週間前とかに送られても忘れることもあると思うので。
委員	時間が短く、せっかく質問しようと思ってるのができなくて、ちょっと残念な人が居たかなって感じました。 ただ、こうやって説明してくれるっていうことはいいことだなんて思います。
委員	住民説明会以外に、何かありませんか。 情報をどう提供するか、説明会だけではないと思うので。他に何がありますか。
事務局	分かりやすくウェブサイト等で解説をするとかですね。しおりとか、パワーポイント等でわかりやすく説明する、というようなことは必要なかなと思いますので住民説明会と併せて取り組んで行くのが必要だと思います。
部会長	例えば、総合計画に関してはどんな情報提供されましたか。説明会としては一つ説明いただきましたが。
事務局	審議会開催するたびに、議事録を市ウェブサイトで公開していくとか、地区懇談会やアンケートなども結果がまとまった時点で公表しています。 その辺りは、事あるごとに発信は行っているところです。
部会長	おそらく、何かなさるたびに、その結果がどうだったかっていうようなことは、ウェブサイトを通じて発信しておられ、見に行けばわかるようにはなってるんですけど、それがどうしてもネックになりますね。
委員	なんでもウェブサイトになってるからね。お年寄りには辛いところあるね。
事務局	ウェブサイトは情報量が多くて非常に見にくくなってきており、いかにクリック1つか2つで到達できるようにするかっていうことは必要なかなと思いますし、役所にとってもウェブサイトを多用するようになってます。 極端なことだと、職員が制度を市民に説明する時、ウェブサイトを見ながら説明するっていうぐらいになっています。ウェブサイトを見ていただきながら、一緒に説明を受けたら一番わかりやすくなってるといっていいぐらいに、ウェブサイトを作りこんでいます。ただ、ちょっと阪南市のつくりの問題があるのか、大分奥の方に行かないとたどり着けないです。そこはやっぱり情報をうまく、改善しなきゃいけないかっていう課題意識があります。
部会長	便利ではあるんですけどね。なかなかあまり深くまで、探しに行くのはなかなか難しいので。
事務局	ウェブサイトを公開する際に、基本的にページ内で落ちてくるキーワードが検索するとヒットすると思うんですけども、それ以外にも近い意味合いの言葉で検索される方もおられるかもしれません。なので、ページを作成する担当課で、こういうキーワードだと検索結果に引っかかるようにするという設定をしながら、ページを作成しています。できる限りいろんな検索キーワードを入れて、検索の結果ですぐにページが見つけれられるように気を付けているところです。
委員	コロナの情報は時々見るんですけど、ちゃんと一覧表みたいに作ってあってすごくわかりやすいなって思いました。

部会長	職員の皆さんもウェブサイトをいろいろ使うようになって工夫をされるようになってるということだと思います。やっぱり分かりやすい説明をお願いしたいですね。ありがとうございます。他に何か、どうですか。
委員	自治会ってありますよね。 こういう説明会に関しては、会長さんは出席してくださいねとか、そういったことはないんですか。
事務局	説明会をする際は、全市民の方を対象に、ぜひとも来てくださってという形でおりますので、各自治会長などの絞って声をかけるということは、今のところはしていません。
部会長	この辺りで一旦24条はよろしいですか。ありがとうございます。 では次25条ですね。意見要望への応答ということで、事務局説明をお願いします。
【④第25条】	
事務局	第25条について、資料1に基づき説明。 (意見要望への応答 ④25条 委員からの意見、質疑・応答)
部会長	第25条は意見要望へ応答のということで、主に議会が市民から意見要望を受けたときに、どんな手続きが取られるのかという説明をしていただきました。 一つ教えていただきたいんですが、意見書が可決されたっていうのはどういう意味を持つんですか。議会として意見書を可決することについて、例えば条例を決めるとかそういったものだと、どういう効果があるのかすぐイメージできるんですけど、意見書が可決されたことで、どんなことが起こるか、何が変わるか。
事務局	例を一つ挙げますと、最近でしたら泉鳥取高校の例がありますけども。意見が可決されますと、当然大阪府の方に意見書が可決された事を伝えて、市議会として意思表示をするっていうことですね。 要望活動とかを行うときによくあるパターンなんですけど、意見書を出すというようなことで、それが議会で可決されて、意見書が提出されるというような扱いはあります。
委員	この時、泉鳥取高校のね、私も署名したんですけども。市議会行って、それごともう大阪府へいくのですかね。 個人情報いっぱい入ったあれが、どこに保管されてるのかなあって。
事務局	意見書ですので、阪南市議会としての意見書が行くので、皆様が集まった署名は大阪府へはいかないのではないかなと思います。
部会長	確かに、誰が集めてどこ宛だったんですかね。 それが問題ですね。
事務局	それが市でしたら市に保管されます。大阪泉鳥取高校は大阪府立の方から大阪府教育委員会宛の存続の署名であれば、最終的には、行き先をその宛先だと思うんですね。それは市宛ではないんじゃないかなと思うんですね。市に存続の権利の有無を決める決定権がないので。おそらくその署名は、大阪府の教育委員会宛でやっておられたんじゃないかなと推測はされます。
委員	質問していいですか。39ページの一番上のところ、否決ってなってますよね。これ、高齢者の窓口負担の見直しにあたり、原則1割負担の継続を求める意見書って、これはどういうことなんですか。
事務局	2014年から、70歳から74歳の方の患者窓口負担が、段階的には2割引き上げられるっていうのが全国的な動きになっていると。そうすると、75歳だったら1割になります。ですの で、70歳から74歳の人たちっていうのは、75歳になったら1割になるから病院に行くことをちょっと辛抱するというような方も中に入っているのではないかと。その窓口負担が安くなるまで我慢するということもおられるのでは。 そうになってしまうと、薬がないので受診しない、っていうのが実態になるんじゃないか。そういうことにならないように、2割に上がるところを1割保持にするべきではないか。というような意見書を出された議員がおられるということですけども、これは阪南市だけそういう独自にすると、当然残りの1割の負担をどうしていくのかという話であるので、これは議会の採決の中で否決になったということ案件です。現状はもう2割になっています。
部会長	全国的な問題で、市内で解決できないとか市内だけで決めれないっていうのも意見として挙がってるのはわかったんですけど、例えばですが、いくつか市の取り組みに関して意見書が出てるのもあるように見えますが、そういうのが出た場合、そしてそれが可決された場合、市がどんな対応をしたかというもので、もし可能であれば一つご説明をいただきたいんですが。
事務局	これは要望活動するにあたって、市の独自の意見を付けて、要望活動を行ったというようなことではないかと。
部会長	それも一つだと思うんですけど、市政に直接関わりそうな市が対応できそうなのが、例えば阪南市民病院の存続の話であるとか。先ほども言いましたが、平成28年6月28日、豊かな海づくり大会の大阪府阪南市開催を求める意見書とか、そういった例であれば、こういう意見書が出たことを受けて、しかも議会で可決されたことを受けて、行政として何か動いたか。そうじゃないと言いつ放しになるってことですよね。何らかの対応をされてるんじゃないかなと思うんですけど。 すみません、今すぐわからなければ次回でいいので、一つ例を挙げていただくとありがたいです。 他に何かご質問ありませんか。ありがとうございます。それでは一旦まとめておいて、次に移りたいと思います。 今日予定している条文の最後になります。26条、住民投票についてです。事務局から説明をお願いいたします。

【⑤26条 住民投票について】	
事務局	第26条について、資料2、3に基づき説明。
(意見要望への応答 ⑤25条 委員からの意見、質疑・応答)	
部会長	ご説明ありがとうございました。住民投票についてということです。今、説明していただいた内容に関して、そこに限らずとも結構なんですが、質問とかご意見がありましたらお願いいたします。
委員	このパンフレットの一番左下に、誰が投票できるかってありますよね。ここはいわゆる衆議院とか参議院選挙と同じですか。
事務局	国政選挙とは違います。国政選挙ができる方に、永住外国人の方を上乗せしています。
委員	いわゆる国政以外の地方選挙とかは、この規定ですか。
事務局	市長選挙もあくまで阪南市に在住している方です。この誰が投票できるのっていうところに書いてあるのは、住民投票が行われた際の有権資格者の方です。市長選挙や市議会議員選挙の時は、ここに記載のある永住外国人の方というのは投票できないです。
委員	武蔵野市かな。いろいろ揉めてたりしたって聞きましたが、そういうところの揉め方がないような担保はできてるんですか。
事務局	外国人の方は、ずっと日本に永住で住まれてる方と、期間を定めて帰られる方がおられるんですけども。阪南市の場合は、ずっと日本に永住されておられてる方を対象にしています。永住外国人の方になるにはハードルが高く、ある程度日本語もできるということもありまして、日本人と大差なく読み書き等ができるということを基本的に重視をさせていただいております。
委員	住民の6分の1署名とありますよね。いわゆる住民投票制度を実施している各市町村は他にもあると思うんですが、6分の1っていうのは一般的なんですか。
事務局	有権者数の6分の1がどれぐらいのものなのかというのは、定例的に選挙管理委員会で数値を把握しておりますので、手続きがスムーズにできるというところ。また、あまり低すぎると、900人程度の署名でどんどん住民投票をしようという動きになってしまうと、コスト的な問題もあります。そのようなことも踏まえて、6の1が一番妥当ではないかということです。
委員	このパンフレットですが“中立に提供しま”で切れていますので、修正をお願いします。
事務局	すぐに修正します。
委員	大事なパンフレットですからね。多く印刷して皆さんに配ると思いますので。
委員	投票日のところなんですけど。90日以内に市内で行われる選挙っていうところが少し意味がわかりにくく、少し説明いただけますか。
事務局	住民投票の実施の請求がなされ、実施します。となったときに90日以内に投票日を設定する規程になっています。その範囲のなかで、阪南市長選挙の実施予定があった場合、できる限り皆さんに投票していただけるように、同じ日に設定をしていきます。という意味合いです。
委員	その範囲の中で、市内で行われる選挙がなかったらどうなるんですか。
事務局	市内が行える選挙がなければ住民投票単独で実施します。やらないという選択肢はありません。
部会長	分かりやすく、90日以内に他の選挙がある場合、無い場合とせめて2段書きぐらいにしたほうが良いですね。
事務局	ご意見ありがとうございます。わかりやすく作ってるつもりなんですけど、やっぱりわからなかったら意味がありませんので、修正します。
委員	もし住民投票で決まった後に、それに対してさらに反対意見が出てきた場合は、また、署名集めて住民投票を行う段取りになるのでしょうか。
事務局	ご意見のように、例えばマルかバツかというような答えを出す際、マルとなった時に、もう1回やったら覆るかもしれない。そんなの納得できない。というのが当然あると思うんですけども。そこは条例の中で、同じ内容や同じ趣旨のことについては、2年間は住民投票できませんという規定をしています。2年経過すれば、その時の情勢が変わっていることも考えるので再度住民投票の請求ができます。納得いかないといってまた請求し、署名を集めて実施となった場合、結局市民の意思はどこにあるかわからなくなるので、2年間は同じ請求ができないという形で制約をかけています。
委員	阪南市で最近、この投票制度を行ったのはありますか。
事務局	阪南市ではないです。万が一、そういうことが起こったときのために、制度としては準備しておきましょう。ということで条例制定しておりますが、今のところは、実施はありません。また、他市の市町村にも条例の検討時に聴き取りをしたのですが、10数年前に作られてる市でも1度も実施がありませんでした。
部会長	制度の周知はしておかなくてはと思います ありがとうございました。今日予定してたのを最後までいきましたが、第22条から第26条まで、何か追加で確認しておきたいことがあれば、お願いします。

事務局	先ほどの、意見書の趣旨は基本的に他の行政庁に対して意見を提出するというのが、地方自治法上の趣旨なので、阪南市がそれに対してどんな反映したか調べた時に、ジャストフィットな答えを出せるかなというのはあります。
部会長	市議会なので、市として議論しなきゃならないことを意見書の形で可決する必要があるのかと思ったので、そういう趣旨ではないということならばそれで理解しました。ありがとうございます。 皆さんこれで大丈夫ですか。 今日の話でいくと、22条から26条まで全部、条文を改正が必要だとか、新しい取り組みを取り入れるというような結論にはなっていないと思います。 すべての条文は、これまでどおり取り組んでいく中で、ちょっと工夫をして欲しいとか、そういうことを後でまとめていきたいと思います。 他に何か。質問などありませんか。大丈夫でしょうか。ありがとうございました。 ではまたシートをまとめて、次回どのようにまとめたかというのをご報告いたしますので、確認をよろしくお願いいたします。 では、次第の4その他について、事務局より説明をお願いいたします。
【その他について】	
事務局	その他について、次回の日程について説明。
部会長	ありがとうございました。では以上で本日予定していた案件すべて終了いたしました。本日はお暑い中、ご出席ありがとうございました。もう少し暑さは続きそうですが、皆さん元気で過ごしてください。では司会にお返しいたします。
司会	ありがとうございました。それでは第6期の阪南市自治基本条例推進委員会の第5回の検討部会を閉会とさせていただきます。本日はありがとうございました。